

- ・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
- ・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。

【環境省暫定訳】

遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の 公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の 協調的実施のための アフリカ連合戦略的ガイドライン

原文タイトル : African Union Strategic Guidelines for the Coordinated Implementation of the Nagoya Protocol on
Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their
Utilisation

原文 URL :

http://www.biodiversityinternational.org/fileadmin/user_upload/campaigns/Treaty_and_Nagoya_Workshop_2015/AU_Strategic_Guidelines_for_ABS_English.pdf

(最終アクセス日 : 平成 28 年 4 月 8 日)

遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の協調的実施のためのアフリカ連合戦略的ガイドライン

アフリカ連合第 25 回通常総会；

第 15 回アフリカ環境大臣会合によって作成されたこの文書に関する勧告に留意する；

生物多様性条約の目的は、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、及び遺伝資源の利用から生じた利益の公正で衡平な配分であり、遺伝資源への適切なアクセス、その資源と技術に係るすべての権利を考慮した適切な関連技術の移転、及び適切な資金を含むことを想起する；

さらに、名古屋議定書（遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書）が生物多様性条約の下で、条約の 3 つめの目的—遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分—の実施のための国際枠組みを規定するために採択されたことを想起する；

先住民族の権利に関する国際連合宣言及びその第 31 条の含意を名古屋議定書の実施のために考慮する；

さらに、食料農業植物遺伝資源条約の目的が、持続可能な農業と食糧安全保障のための、生物多様性条約と調和のとれた、食料と農業のための遺伝資源の保全と持続可能な利用及びその利用から生じた利益の公正で衡平な配分であることを想起する；

さらに、生物多様性条約と調和して発展した食料農業植物遺伝資源条約の下の多国間制度を想起する；

遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進し保護する国際レジームが、本来、提供国と先住民及び地域社会のための生物多様性及び関連する伝統的知識からの持続可能な開発の機会の創出を意図していることを認識する；

生物多様性の保全及び持続可能な利用、環境持続可能性並びに貧困緩和に対する、アクセスと利益配分の潜在的な貢献と、それに伴うアフリカの持続可能な開発目標の達成への貢献を認識する；

さらに、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から生じた利益の公正で衡平な配分は、適切なアクセス、技術移転、資金及びすべての関連する権利への配慮を通して、生物多様性の持続可能な利用と保全を支援し、インセンティブを提供することを認識する；

2001 年地域社会、農民及び育種者の権利の保護及び生物資源へのアクセスの規制に関するアフリカモデル法、及び特に同法中の不正利用及び目的外利用に対する遺伝資源及び関連する伝統的知識の保護に関するその目的と原則を想起する；

2011年に採択された、生物の多様性をアフリカ連合の優先事項に含め、加盟国に生物の多様性に関する条約の締約国になることを奨励し、及びアフリカ連合委員会に生物多様性の問題に関してより具体的な行動をとることを要求する決議 Assembly/AU/Dec. 353 (XVI) を考慮する；

2010年10月に日本の名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議に参加したアフリカの大臣が、戦略的及び地域協調的なアプローチがアフリカでのポジティブなアクセスと利益配分の成果を確実にしうること、及び名古屋議定書の効果が発効から4年後に再評価されることを理解した上で、名古屋議定書の採択に賛成したことに留意する。

アフリカの小島嶼途上国(SIDS)の生物多様性ホットスポットとしての重要性、及び限られた固有種の過剰収穫及び非持続可能な利用に対する脆弱性を認識する。さらに、遺伝資源と関連する伝統的知識へのアクセスの制御と規制のための厳しい規制メカニズムの必要性を認識する；

ABSに関する名古屋議定書が2014年10月12日に発効したことを考慮する；

様々な国際規模、地域規模、準地域規模及び国規模のフォーラムにおける現在進行中の遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセス及びそれらの利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する作業、並びにアフリカの協調的対応の継続した尽力及び改善の必要性に留意する。

ゆえに：

以下の遺伝資源の取得及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の協調的実施のためのアフリカ連合戦略的ガイドライン（ABS戦略的ガイドライン）を採択する；この戦略的ガイドラインが、アフリカでのABSの実施を促進し、及び協力と調整を確保する意図で、実務ガイドライン作成の基礎を提供することを認識する；

アフリカ連合加盟国に対し、名古屋議定書の締約国になること及び、国家レベルでの名古屋議定書の実施において本ABS戦略的ガイドラインを固守することを奨励する；

全ての先住民及び地域社会並びに全ての関連するステークホルダーが、アクセスと利益配分に関する活動をアフリカで行う際に、本ABS戦略的ガイドラインを完全に考慮することを要請する；

アフリカ連合委員会に、地域経済コミュニティと協力して、アフリカでの名古屋議定書の実施のための協調メカニズムを設立することを要請する；

アフリカ連合加盟国が、名古屋議定書の協調的な実施へ向けた努力を支援し、及び加盟国によるアクセスと利益配分に関連するその他の合意に基づく義務の履行を支援するために、財政的資源及びその他の資源を割り当てることを強く促す；

アフリカ連合委員会に、この戦略的ガイドラインの実施のための実務ガイドラインに従って、アフリカにおけるABSに関する名古屋議定書の協調的な実施を促進することを要請する；

さらに、開発パートナー及びその他すべての関連する主体に、この ABS 戦略的ガイドラインに従ったアフリカでの名古屋議定書の実施のために、アフリカ連合委員会、アフリカ連合加盟国、先住民及び地域社会並びにすべての関連するステークホルダーへの財政的、技術的な支援を提供することを要請する。

目的

- 1) 戦略的ガイドラインの目的は、名古屋議定書のアフリカでの実施を支援するための戦略ガイダンスを提供すること、並びにアフリカでの名古屋議定書の実施において協調と協力を確実にし、促進する意図で、実務ガイドラインの作成及び通常更新の基礎として使用されることである。

用語

- 2) 本 ABS 戦略的ガイドラインで使用される用語は生物多様性条約第 2 条及び名古屋議定書第 2 条と一貫したものとする。
- 3) 用語についての法的確実性を奨励するために、アフリカ連合加盟国は、国内の ABS 法令や規制要件において、上記（パラグラフ 1））に示す定義と一貫した、同じ定義を使用するものとする。

ABS 手続き、意識向上及び情報共有

- 4) アフリカ連合加盟国は、国が講じる適用可能な法律、規制、行政及び/又は政策上の ABS に関する措置を含む、自国の管轄下にある遺伝資源及び関連する伝統的知識を利用するための PIC の取得要件について、名古屋議定書の ABS クリアリングハウスに通知することを奨励される。
- 5) アフリカ連合加盟国は、国内の法律又は規制要件に従い、大陸及び地域で互換性のある、PIC の付与、MAT の締結及び利用者による遵守のモニタリングのための手続きを開発するために協力するものとする。
- 6) アフリカ連合加盟国は、名古屋議定書第 21 条に従い、国内の法律又は規制要件の遵守を促進及び奨励するために、先住民及び地域社会並びにすべてのステークホルダーの間で名古屋議定書及び関連する ABS 問題に関して意識啓発をするために協力するものとする。
- 7) アフリカ連合加盟国は、各国間、先住民及び地域社会並びにすべてのレベルでのすべての関連するステークホルダーとの間で、適当な場合にはデータベース及び/又はクリアリングハウスの設置を通して、関連情報の共有を奨励するものとする。

利用のためのアクセス

- 8) 遺伝資源に対する主権的権利の行使において、及び国家開発戦略に従い、アフリカ連合加盟国は、名古屋議定書第 6 条 3 項及び第 12 条 1 項に従って、透明性があり、機能的なアクセス

規制を制定することにより、遺伝資源及び関連する伝統的知識の持続可能な利用を推進するものとする。

- 9) アフリカ連合加盟国は、原産国として又は生物多様性条約に従って遺伝資源を取得した国として、遺伝資源提供国である加盟国が PIC 要件を明確に放棄しない限り、議定書第 6 条に従い、遺伝資源へのアクセスには PIC が必要であり、それらの遺伝資源が PIC によって許可され、MAT によって明確に定められた場合にのみ利用されることを決定する。生息域外コレクションを含む、遺伝資源への物理的なアクセスを保持または取得していることは、利用のために PIC を認められたこと又は PIC が不要なことを意味しない。PIC を伴わない及び MAT を設定しない利用は違法と考えられる。この点において加盟国は、主権的権利を強化するために協力するものとする。
- 10) アフリカ連合加盟国は、PIC の取得又は先住民及び地域社会の承認及び参加が遺伝資源へのアクセスのために行われされ、遺伝資源へのアクセス承認権が先住民及び地域社会にある場合に MAT が設定されることを確実にすることを目的として、国内の法律、規制、行政及び／又は政策上の措置を講じるものとする。いずれかの加盟国にそのような国内措置がないことは、PIC 又は関連する先住民及び地域社会の承認及び参加が必要ではない、又は承諾されたことを意味するものではない。加盟国は主権的権利と先住民及び地域社会の権利を強化するために協力するものとする。
- 11) アフリカ連合加盟国は、PIC 又は先住民及び地域社会の承認及び参加が遺伝資源へのアクセスのために入手され、当該アクセスに対して MAT が設定されること確実にすることを目的とした国内の法律、規制、行政及び／又は政策上の措置を通して、遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセスを規制するものとする。いずれかの加盟国にそのような国内措置がないことは、PIC 又は関連する先住民及び地域社会の承認及び参加が必要ではない、又は承諾されたことを意味するものではない；この点で、加盟国は先住民及び地域社会の権利を強化するために協力するものとする。
- 12) アフリカ連合加盟国は、国内のアクセスと利益配分に関する国内の法律、規制、行政及び／又は政策上の措置の中で、名古屋議定書第 2 条に定められた天然に存在する生化学的派生物へのアクセス及び利用、及びそのような派生物の利用に関係する伝統的知識へのアクセスにおいてもまた PIC と MAT が必要であることを規定するものとする。そのような利用又はそれに続く応用及び商業化から生じた利益は、MAT で定められたとおり公正かつ衡平に配分されるものとする。
- 13) アフリカ連合加盟国は、その取得又は取引が利用を意図せず、最終的に名古屋議定書第 2 条の定義に従った遺伝資源としてコモディティを利用しなかった場合は、コモディティに付随するあらゆる取得又は取引を、アクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件から除外するものとする。
- 14) アフリカ連合加盟国は、アクセスと利益配分に関する国内の法律、規制、行政及び／又は政策上の措置において、合法に生物資源又はコモディティを取得し、結果として名古屋議定書の意味の範囲における遺伝資源として利用及び／又は商業化する意図に至った利用者は、関連するすべての締約国に、その利用又は商業化を始める前に、その変更意図に関して知らせ、PIC を要請し、適用される MAT を設定するものとすることを規定するものとする。また、その

ような利用者は、当該の利用及び関連する伝統的知識の利用から生じた利益と同様に、後に続く応用と商業化から得られた利益も、MAT に従って公正かつ衡平に配分するものとする。

- 15) 名古屋議定書第 12 条 4 項に従って、アフリカ連合加盟国は、先住民及び地域社会内及びそれらの社会間における遺伝資源及び関連する伝統的知識の持続可能な慣習的な利用及び交換に関しては、国内の法律又は規制要件を免除するものとする。
- 16) 名古屋議定書第 4 条 3 項及び 4 項に従い、食料農業植物遺伝資源条約で定められた義務に準じて、名古屋議定書及び食料農業植物遺伝資源条約の両方の締約国であるアフリカ連合加盟国は、両方の合意を相互補助的な手法で実施するものとする。
- 17) 国家開発戦略に従い、名古屋議定書第 8 条に従って、アフリカ連合加盟国は、生物多様性の保全及び持続可能な利用、並びに以下に貢献する研究の促進及び奨励に努めるものとする：
 - a) 非商業的研究の目的のための遺伝資源及び関連する伝統的知識へのアクセスの簡略化；
 - b) 遺伝資源及び関連する伝統的知識の、非商業的利用からその他の利用への変更又は転用の認識と対応準備；
 - c) 人間、動物又は植物の健康を害する又は脅かす、国内及び国際的に決定された、現在又は差し迫った緊急の状況において、特に発展途上国において必要とする者の利用可能な範囲にある治療へのアクセスを含む、遺伝資源への迅速なアクセスと、その遺伝資源の利用から生じた利益の迅速な公正かつ衡平な配分の必要性を考慮して、当該の状況に対して然るべき注意を払うこと；
 - d) アフリカ大陸における食料、農業及び食糧安全保障のための遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用の支援。

利益配分

- 18) 名古屋議定書第 5 条に従い、アフリカ連合加盟国は、遺伝資源の利用から生じた利益が、先住民及び地域社会並びにその資源や知識を持っているすべての関連するステークホルダーに、公正かつ衡平な方法で配分されることを確実にするものとする。
- 19) アフリカ連合加盟国は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の本質的、文化的、社会経済的価値を擁護する、透明性があり、公正、衡平で画一的な利益配分基準を確立することを意図して、協力し、情報を共有し、及び政策の調整をするものとする。
- 20) 利益配分基準が確立された場合、アフリカ連合加盟国は、それらの基準の遵守の確保を意図して、それらの基準を国内のアクセスと利益配分に関する法律、規制、行政及び/又は政策上の措置に組み込むものとする。
- 21) アフリカ連合加盟国は、名古屋議定書第 12 条、19 条、20 条に従って、分野別及び分野横断的 MAT モデル契約条項、行動規範、ガイドライン、ベストプラクティス、及び/又は利益配分基準の、協調的な開発及び利用を奨励するものとする。

- 22) アフリカ連合加盟国は、国内の法令において、天然に存在する生化学的派生物を含む遺伝資源の利用、並びに遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用の結果生じた派生物及び製品の応用及び商業化から生じた利益の公正かつ衡平な配分を、MAT が具体的に規定することを必要とするものとする。
- 23) 名古屋議定書第 11 条に従い、遺伝資源及び関連する伝統的知識が 2 又はそれ以上の国々に由来する可能性がある場合には、関連する全てのアフリカ連合加盟国は、そのような共有の遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用を管理する、MAT に含まれる利益配分の最低限の条件に関して協力、協調に努めるものとする。
- 24) アフリカ連合加盟国は、国内と国際レベルの両方で、名古屋議定書第 10 条に予期されている地球規模の多国間利益配分メカニズムの創出と効果的な実施を支援するものとする。

モニタリングと遵守

- 25) アフリカ連合加盟国は、チェックポイント及び名古屋議定書第 17 条に従った国際的に認められた遵守の証明書又は関連するその他の証明書の利用、並びに本 ABS 政策枠組みパラグラフ 5 に従った定期的で体系的な情報交換を通して、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用のモニタリング並びに PIC 及び MAT の遵守を奨励するために必要な措置を規定し、実施するよう努めるものとする。
- 26) 上記第 19 条の情報交換を促進するために、アフリカ連合委員会は、アクセスと利益配分に関する情報のデータベースを設置し、それをアフリカ連合加盟国及びアフリカの先住民及び地域社会の参照に供するものとする；加盟国、先住民及び地域社会並びに関連するすべてのステークホルダーは、適当な場合にはこのデータベースへの記入のために情報を提供するものとする。
- 27) MAT は、遺伝資源又は関連する伝統的知識の利用の結果として生ずる知的財産権又は製品の上市許可を申請する利用者に対し、申請の概要において、その知的財産権又は製品の創出に利用された遺伝資源及び関連する伝統的知識の原産地及び出所の開示をする義務、及び提供国内のアクセスと利益配分に関する法律又は規制要件を遵守して PIC が取得され、MAT が合意されたかを宣言する義務を課す条項を常に含むものとする。
- 28) アフリカ連合加盟国は、自国の領域内、又は適切な遵守及び相互支援措置を有する名古屋議定書の締約国の領域内に本拠地を置く利用者だけに、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用のための PIC を提供するように努めるものとする。
- 29) アフリカ連合加盟国は、不遵守の場合には、関連する地域的紛争解決機関の活用を考慮することができる。

遺伝資源に関連する伝統的知識、地域社会と農民の権利及び経済発展の保護と推進

- 30) アフリカ連合加盟国は、遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用から経済発展的な利益を得る権利を含む、遺伝資源及び関連する伝統的知識に対する先住民及び地域社会の集団的権利及び、伝統的な家畜種と作物種に対しての農民の集団的権利を保証し保護するものとする。
- 31) アフリカ連合加盟国は、名古屋議定書第 9 条及び第 12 条に従い、国内の法律を通じて、遺伝資源及び伝統的知識の利用から生じた利益の配分を、生物多様性の保全及び持続可能な利用の促進、並びに先住民及び地域社会の生計の改善に向けるものとする。
- 32) アフリカ連合加盟国は、遺伝資源の利用が持続可能な収穫制限を超えないこと、生物資源を枯渇させないこと又は、遺伝子、種、生態系レベルでの生物多様性の持続可能性を脅かさないことを確実にするものとする。

能力構築、能力開発、及び技術移転

- 33) アフリカ連合加盟国は、能力構築、能力開発並びに人的資源及び名古屋議定書を効果的に実施するための組織能力の強化に関して協力するものとする。
- 34) アフリカ連合加盟国は、遺伝資源及び関連する伝統的知識から得られた利益、特に非商業的利益が国及び地域の能力構築や技術移転に貢献することを確実にするものとする。
- 35) 生物多様性の持続可能な利用及び保全を支援する先住民及び地域社会による活動を認識し、奨励するため、アフリカ連合加盟国は：
 - a) まだその法的権利が存在していない場合には、遺伝資源及び関連する伝統的知識に関する先住民及び地域社会並びに資源管理者の法的権利を創出する政策、法律又は規制を採択するものとする；
 - b) 先住民及び地域社会と利用者との間の MAT の交渉を支援及び指導し、その合意した条件の遂行状況をモニターするものとする；
 - c) 金銭的支払いを、生物多様性の持続可能な利用と保全のために向けるものとする；
 - d) バリューチェーンにおける先住民及び地域社会の立場を改善し、それにより彼らがより多くの利益を得る権限を得るよう、能力開発及び技術的援助によって支援するものとする；及び
 - e) 先住民及び地域社会が、名古屋議定書第 12 条及びその他の関連条項に沿って、アクセスと利益配分のための慣習法、コミュニティプロトコル及び手続きを開発し、利用することを奨励及び支援するものとする。
- 36) アフリカ連合加盟国は、国の知的財産部局と大陸及び地域の知的財産組織が、能力構築、MAT の交渉支援、及び遺伝資源及び関連する伝統的知識の利用をモニターし追跡するための ABS 要件の遵守を通して、ABS に関してより活発な役割を果たすことを奨励するものとする。
